

石川町仕事・子育て両立支援奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世代の育児休業の取得を促進するため、働きやすい環境づくりをした町内の中小企業に対して、石川町仕事・子育て両立支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することで、仕事と子育ての両立支援を図ることを目的に、石川町補助金等に関する規則（昭和49年規則第13号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で奨励金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 出生時両立支援コース助成金 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「規則」という。）第116条第3項に規定する助成金（男性労働者の育休取得）をいう。
- (3) 育児休業等支援コース助成金 規則第116条第5項に規定する助成金（育休取得時）をいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、町内に事業所がある中小企業（対象者が町内に住所を有する者に限る。）で、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 出生時両立支援コース助成金の支給決定を受けた者
- (2) 育児休業支援コース助成金の支給決定を受けた者

2 町税の滞納がない者

(奨励金の額及び要件等)

第4条 奨励金の額は、次のとおりとする。

奨励金の区分		交付対象の要件	奨励金の額	
1	男性の育休取得奨励金	出生時両立支援コース助成金（男性労働者の育休取得）の支給決定を受けた中小企業	一中小企業事業あたり	10万円
2	育休取得奨励金	育児休業等支援コース助成金（育休取得時）の支給決定を受けた中小企業	育休3ヶ月以上	10万円
			育休6ヶ月以上	15万円
			育休1年以上	20万円

(奨励金の申請等)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石川町仕事・子育て両立支援奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 出生時両立支援コース助成金又は育児休業等支援コース助成金の支給決定通知

書の写し

(2) 町税等納税証明書

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期限は、出生時両立支援コース助成金又は育児休業等支援コース助成金の支給決定を受けた日の翌日から 60 日以内又は当該支給決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

(交付の決定等)

第 6 条 町長は、前条の規定による奨励金の申請があった場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、石川町仕事・子育て両立支援奨励金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、適当でないと認めるときは、石川町仕事・子育て両立支援奨励金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第 7 条 前条の規定により奨励金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに石川町仕事・子育て両立支援奨励金交付請求書（様式第 4 号）により、町長に請求しなければならない。

(奨励金の取り消し及び返還)

第 8 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、石川町仕事・子育て両立支援奨励金交付決定取消通知書（様式第 5 号）により交付決定者に通知し、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前 2 号のほか、町長が奨励金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、石川町仕事・子育て両立支援奨励金返還命令書（様式第 6 号）を通知し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第 9 条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者から報告又は書類の提出を求め、担当職員に調査を行わせることができる。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。